

在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の追加支給のご案内

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

平成 29 年度以降の在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金（以下「特例調整金等」という。）の申請にあたりまして、注文・発注、契約の締結、物品の製造又は役務の提供等及び業務の対価の支払い（在宅就業支援団体による在宅就業障害者への業務の対価の支払いを含む。）が単年度内に行われていないことを理由として特例調整金等を申請していない場合や年間の在宅就業障害者への支払い総額に含めていない場合に限り、遡及して特例調整金等を申請し、追加支給が受けられることとなりました。

【追加支給の対象となる事業主の方】

次の（１）及び（２）に該当する方となります。

（１）平成 29 年度から令和 2 年度までにおいて、注文・発注、契約の締結、物品の製造又は役務の提供等及び契約額の支払い（在宅就業障害者への支払いを含む。）が単年度内に行われていないことを理由として、特例調整金等の申請を行わなかった又は申請時に対価相当額から除いていた事業主の方。

（２）次の書類を保存している事業主の方

追加申請する年度における次のイからハまでの全ての書類（当該年度に支給を受けた分を含む）を保存している事業主の方。ただし、ハの書類については、在宅就業障害者と直接在宅就業契約を締結している場合に限りです。

イ 在宅就業障害者と締結した在宅就業契約書又は在宅就業支援団体と締結した業務契約書

ロ イの在宅就業契約書に基づき対価の支払に関して在宅就業障害者から受け取った金額及び年月日を記載した領収書等又はイの業務契約書に基づき在宅就業支援団体に対して支払った金額及び当該金額の支払年月日を確認することのできる書類

ハ 在宅就業契約を締結していた在宅就業障害者が障害者であることを確認することのできる書類

在宅就業支援団体を介して仕事を発注した事業主の方が追加支給を申請する場合は、当該団体に対して、発注証明書の交付又は赤字見え消しでの修正をご依頼ください。

【追加支給のお手続き】

●申請期間

追加支給の申請は、令和 3 年 9 月 1 日（水）～令和 3 年 10 月 29 日（金）までの間をお願いいたします。

●申請書類

(1) 平成 29 年度から令和 2 年度までに支給申請したことのある事業主の方は、以下のイ及びロの書類により申請してください。

イ 過去の支給申請書（事業主控）に赤字見え消しにより、今回申請する契約期間が複数年に渡ったものや契約に基づく支払いが年度を超えていたもの（以下「複数年契約」という。）を含めた内容に修正した支給申請書（別紙「記入例」を参照してください。）

ただし、過去の支給申請書（事業主控）を廃棄したなどの場合は、各年度ごとに新たに作成した複数年契約を含む支給申請書

ロ 過去の在宅就業契約報告書（事業主控）又は発注証明書（事業主控）に赤字見え消しにより複数年契約を含めた内容に修正した在宅就業契約報告書又は発注証明書（在宅就業支援団体に赤字見え消しでの修正を依頼してください。）（別紙「記入例」を参照してください。）

ただし、過去の在宅就業契約報告書（事業主控）又は過去の発注証明書（事業主控）を廃棄したなどの場合は、各年度ごとに新たに作成した複数年契約を含む在宅就業契約報告書又は発注証明書（在宅就業支援団体に交付を依頼してください）

(2) 平成 29 年度から令和 2 年度までに支給申請したことのない事業主の方は、以下のイ及びロの書類により申請してください。

イ 各年度ごとに新たに作成した複数年契約に係る支給申請書

ロ 各年度ごとに新たに作成した複数年契約に係る在宅就業契約報告書又は発注証明書（在宅就業支援団体に交付を依頼してください。）

新たに申請書類を作成する場合は、当機構ホームページから、『Excel 様式（マクロなし）又はPDF様式』をダウンロードして使用してください。

https://www.jeed.go.jp/disability/procedure_pdf.html

【令和 3 年度申請のお手続き】

令和 3 年度におきましても、複数年契約に係るものがある場合はそれを含めた特例調整金等の申請を行ってください。

申請期限は、以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

在宅就業障害者特例調整金申請期限 令和 3 年 5 月 17 日（月）

在宅就業障害者特例報奨金申請期限 令和 3 年 8 月 2 日（月）

【お問合せ先】

詳しくは、事業主の方は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構各都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。

なお、在宅就業支援団体の方は、厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室にお問い合わせください。

【記入例】追加額70万円の特別調整金を申請する場合

様式第101号

令和2年度

障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特別調整金及び特別給付金支給申請書
 (常用労働者の総数が100人を超える事業主用)
 下記のとおり申告・申請します。
 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

年月日を赤字見え消しで修正します。

3/9/27
 令和2年4月5日

※受理年月日・番号

※整理番号

① 事業主番号 1 2 3 4 5 6 - 0 0 0 7	② 県コード・職業コード 1 2 - 0 1	代表者の役職 代表取締役社長	氏名 藤野 太郎
住所 (法人のときは主たる事業所の所在地) 〒123-4567 東京都千代田区千代田1-1-1	郵便番号 123-4567	代表者の氏名 (法人のときは代表者の役職・氏名) 藤野 太郎	代表者の氏名 藤野 太郎
申告・申請事業主 (ア) 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	(イ) 産業分類 (中分類番号) 01 (総合工事業)		

④ 障害者雇用納付金の納付額 (納付額が零の場合を含む。) 及び在宅就業障害者特別調整金の申請額 (A) < (B) の場合) (A) 法定雇用障害者の数 (P) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計数 $(181 - 214.0) \times 50,000 \text{円}$ $(181 - 214.0) \times 50,000 \text{円}$ (B) 在宅就業障害者特別調整金を申請する場合は (L) の額 (ただし (M) の額が上限) $27,000 \text{円}$ $27,000 \text{円}$ (C) 納付額 (A) - (B) $(181 - 214.0) \times 50,000 \text{円}$ $(181 - 214.0) \times 50,000 \text{円}$ (D) 在宅就業障害者特別調整金申請額 (B) < (C) の場合) $27,000 \text{円}$ $27,000 \text{円}$ (E) 障害者雇用調整金申請額及び在宅就業障害者特別調整金を申請する場合) $27,000 \text{円}$ $27,000 \text{円}$ (F) 在宅就業障害者特別調整金を申請する場合は (L) の額 (ただし (M) の額が上限) $27,000 \text{円}$ $27,000 \text{円}$ (G) 障害者雇用調整金申請額及び在宅就業障害者特別調整金を申請する場合) $27,000 \text{円}$ $27,000 \text{円}$ (H) 特別調整金の申請額 $21,000 \text{円}$ $21,000 \text{円}$ (I) 延納の申請 (J) 障害者雇用納付金の延納申請 (K) 障害者雇用調整金、在宅就業障害者特別調整金及び特別給付金の支給先 (L) 口座名義人 株式会社 藤野建設 (株)	$(1) 8$ $(2) 8$ $(3) 8$ $(4) 8$ $(5) 8$ $(6) 8$ $(7) 8$ $(8) 8$ $(9) 8$ $(10) 8$ $(11) 8$ $(12) 8$ $(13) 8$ $(14) 8$ $(15) 8$ $(16) 8$ $(17) 8$ $(18) 8$ $(19) 8$ $(20) 8$ $(21) 8$ $(22) 8$ $(23) 8$ $(24) 8$ $(25) 8$ $(26) 8$ $(27) 8$ $(28) 8$ $(29) 8$ $(30) 8$ $(31) 8$ $(32) 8$ $(33) 8$ $(34) 8$ $(35) 8$ $(36) 8$ $(37) 8$ $(38) 8$ $(39) 8$ $(40) 8$ $(41) 8$ $(42) 8$ $(43) 8$ $(44) 8$ $(45) 8$ $(46) 8$ $(47) 8$ $(48) 8$ $(49) 8$ $(50) 8$ $(51) 8$ $(52) 8$ $(53) 8$ $(54) 8$ $(55) 8$ $(56) 8$ $(57) 8$ $(58) 8$ $(59) 8$ $(60) 8$ $(61) 8$ $(62) 8$ $(63) 8$ $(64) 8$ $(65) 8$ $(66) 8$ $(67) 8$ $(68) 8$ $(69) 8$ $(70) 8$ $(71) 8$ $(72) 8$ $(73) 8$ $(74) 8$ $(75) 8$ $(76) 8$ $(77) 8$ $(78) 8$ $(79) 8$ $(80) 8$ $(81) 8$ $(82) 8$ $(83) 8$ $(84) 8$ $(85) 8$ $(86) 8$ $(87) 8$ $(88) 8$ $(89) 8$ $(90) 8$ $(91) 8$ $(92) 8$ $(93) 8$ $(94) 8$ $(95) 8$ $(96) 8$ $(97) 8$ $(98) 8$ $(99) 8$ $(100) 8$ $(101) 8$ $(102) 8$ $(103) 8$ $(104) 8$ $(105) 8$ $(106) 8$ $(107) 8$ $(108) 8$ $(109) 8$ $(110) 8$ $(111) 8$ $(112) 8$ $(113) 8$ $(114) 8$ $(115) 8$ $(116) 8$ $(117) 8$ $(118) 8$ $(119) 8$ $(120) 8$ $(121) 8$ $(122) 8$ $(123) 8$ $(124) 8$ $(125) 8$ $(126) 8$ $(127) 8$ $(128) 8$ $(129) 8$ $(130) 8$ $(131) 8$ $(132) 8$ $(133) 8$ $(134) 8$ $(135) 8$ $(136) 8$ $(137) 8$ $(138) 8$ $(139) 8$ $(140) 8$ $(141) 8$ $(142) 8$ $(143) 8$ $(144) 8$ $(145) 8$ $(146) 8$ $(147) 8$ $(148) 8$ $(149) 8$ $(150) 8$ $(151) 8$ $(152) 8$ $(153) 8$ $(154) 8$ $(155) 8$ $(156) 8$ $(157) 8$ $(158) 8$ $(159) 8$ $(160) 8$ $(161) 8$ $(162) 8$ $(163) 8$ $(164) 8$ $(165) 8$ $(166) 8$ $(167) 8$ $(168) 8$ $(169) 8$ $(170) 8$ $(171) 8$ $(172) 8$ $(173) 8$ $(174) 8$ $(175) 8$ $(176) 8$ $(177) 8$ $(178) 8$ $(179) 8$ $(180) 8$ $(181) 8$ $(182) 8$ $(183) 8$ $(184) 8$ $(185) 8$ $(186) 8$ $(187) 8$ $(188) 8$ $(189) 8$ $(190) 8$ $(191) 8$ $(192) 8$ $(193) 8$ $(194) 8$ $(195) 8$ $(196) 8$ $(197) 8$ $(198) 8$ $(199) 8$ $(200) 8$ $(201) 8$ $(202) 8$ $(203) 8$ $(204) 8$ $(205) 8$ $(206) 8$ $(207) 8$ $(208) 8$ $(209) 8$ $(210) 8$ $(211) 8$ $(212) 8$ $(213) 8$ $(214) 8$ $(215) 8$ $(216) 8$ $(217) 8$ $(218) 8$ $(219) 8$ $(220) 8$ $(221) 8$ $(222) 8$ $(223) 8$ $(224) 8$ $(225) 8$ $(226) 8$ $(227) 8$ $(228) 8$ $(229) 8$ $(230) 8$ $(231) 8$ $(232) 8$ $(233) 8$ $(234) 8$ $(235) 8$ $(236) 8$ $(237) 8$ $(238) 8$ $(239) 8$ $(240) 8$ $(241) 8$ $(242) 8$ $(243) 8$ $(244) 8$ $(245) 8$ $(246) 8$ $(247) 8$ $(248) 8$ $(249) 8$ $(250) 8$ $(251) 8$ $(252) 8$ $(253) 8$ $(254) 8$ $(255) 8$ $(256) 8$ $(257) 8$ $(258) 8$ $(259) 8$ $(260) 8$ $(261) 8$ $(262) 8$ $(263) 8$ $(264) 8$ $(265) 8$ $(266) 8$ $(267) 8$ $(268) 8$ $(269) 8$ $(270) 8$ $(271) 8$ $(272) 8$ $(273) 8$ $(274) 8$ $(275) 8$ $(276) 8$ $(277) 8$ $(278) 8$ $(279) 8$ $(280) 8$ $(281) 8$ $(282) 8$ $(283) 8$ $(284) 8$ $(285) 8$ $(286) 8$ $(287) 8$ $(288) 8$ $(289) 8$ $(290) 8$ $(291) 8$ $(292) 8$ $(293) 8$ $(294) 8$ $(295) 8$ $(296) 8$ $(297) 8$ $(298) 8$ $(299) 8$ $(300) 8$ $(301) 8$ $(302) 8$ $(303) 8$ $(304) 8$ $(305) 8$ $(306) 8$ $(307) 8$ $(308) 8$ $(309) 8$ $(310) 8$ $(311) 8$ $(312) 8$ $(313) 8$ $(314) 8$ $(315) 8$ $(316) 8$ $(317) 8$ $(318) 8$ $(319) 8$ $(320) 8$ $(321) 8$ $(322) 8$ $(323) 8$ $(324) 8$ $(325) 8$ $(326) 8$ $(327) 8$ $(328) 8$ $(329) 8$ $(330) 8$ $(331) 8$ $(332) 8$ $(333) 8$ $(334) 8$ $(335) 8$ $(336) 8$ $(337) 8$ $(338) 8$ $(339) 8$ $(340) 8$ $(341) 8$ $(342) 8$ $(343) 8$ $(344) 8$ $(345) 8$ $(346) 8$ $(347) 8$ $(348) 8$ $(349) 8$ $(350) 8$ $(351) 8$ $(352) 8$ $(353) 8$ $(354) 8$ $(355) 8$ $(356) 8$ $(357) 8$ $(358) 8$ $(359) 8$ $(360) 8$ $(361) 8$ $(362) 8$ $(363) 8$ $(364) 8$ $(365) 8$ $(366) 8$ $(367) 8$ $(368) 8$ $(369) 8$ $(370) 8$ $(371) 8$ $(372) 8$ $(373) 8$ $(374) 8$ $(375) 8$ $(376) 8$ $(377) 8$ $(378) 8$ $(379) 8$ $(380) 8$ $(381) 8$ $(382) 8$ $(383) 8$ $(384) 8$ $(385) 8$ $(386) 8$ $(387) 8$ $(388) 8$ $(389) 8$ $(390) 8$ $(391) 8$ $(392) 8$ $(393) 8$ $(394) 8$ $(395) 8$ $(396) 8$ $(397) 8$ $(398) 8$ $(399) 8$ $(400) 8$ $(401) 8$ $(402) 8$ $(403) 8$ $(404) 8$ $(405) 8$ $(406) 8$ $(407) 8$ $(408) 8$ $(409) 8$ $(410) 8$ $(411) 8$ $(412) 8$ $(413) 8$ $(414) 8$ $(415) 8$ $(416) 8$ $(417) 8$ $(418) 8$ $(419) 8$ $(420) 8$ $(421) 8$ $(422) 8$ $(423) 8$ $(424) 8$ $(425) 8$ $(426) 8$ $(427) 8$ $(428) 8$ $(429) 8$ $(430) 8$ $(431) 8$ $(432) 8$ $(433) 8$ $(434) 8$ $(435) 8$ $(436) 8$ $(437) 8$ $(438) 8$ $(439) 8$ $(440) 8$ $(441) 8$ $(442) 8$ $(443) 8$ $(444) 8$ $(445) 8$ $(446) 8$ $(447) 8$ $(448) 8$ $(449) 8$ $(450) 8$ $(451) 8$ $(452) 8$ $(453) 8$ $(454) 8$ $(455) 8$ $(456) 8$ $(457) 8$ $(458) 8$ $(459) 8$ $(460) 8$ $(461) 8$ $(462) 8$ $(463) 8$ $(464) 8$ $(465) 8$ $(466) 8$ $(467) 8$ $(468) 8$ $(469) 8$ $(470) 8$ $(471) 8$ $(472) 8$ $(473) 8$ $(474) 8$ $(475) 8$ $(476) 8$ $(477) 8$ $(478) 8$ $(479) 8$ $(480) 8$ $(481) 8$ $(482) 8$ $(483) 8$ $(484) 8$ $(485) 8$ $(486) 8$ $(487) 8$ $(488) 8$ $(489) 8$ $(490) 8$ $(491) 8$ $(492) 8$ $(493) 8$ $(494) 8$ $(495) 8$ $(496) 8$ $(497) 8$ $(498) 8$ $(499) 8$ $(500) 8$ $(501) 8$ $(502) 8$ $(503) 8$ $(504) 8$ $(505) 8$ $(506) 8$ $(507) 8$ $(508) 8$ $(509) 8$ $(510) 8$ $(511) 8$ $(512) 8$ $(513) 8$ $(514) 8$ $(515) 8$ $(516) 8$ $(517) 8$ $(518) 8$ $(519) 8$ $(520) 8$ $(521) 8$ $(522) 8$ $(523) 8$ $(524) 8$ $(525) 8$ $(526) 8$ $(527) 8$ $(528) 8$ $(529) 8$ $(530) 8$ $(531) 8$ $(532) 8$ $(533) 8$ $(534) 8$ $(535) 8$ $(536) 8$ $(537) 8$ $(538) 8$ $(539) 8$ $(540) 8$ $(541) 8$ $(542) 8$ $(543) 8$ $(544) 8$ $(545) 8$ $(546) 8$ $(547) 8$ $(548) 8$ $(549) 8$ $(550) 8$ $(551) 8$ $(552) 8$ $(553) 8$ $(554) 8$ $(555) 8$ $(556) 8$ $(557) 8$ $(558) 8$ $(559) 8$ $(560) 8$ $(561) 8$ $(562) 8$ $(563) 8$ $(564) 8$ $(565) 8$ $(566) 8$ $(567) 8$ $(568) 8$ $(569) 8$ $(570) 8$ $(571) 8$ $(572) 8$ $(573) 8$ $(574) 8$ $(575) 8$ $(576) 8$ $(577) 8$ $(578) 8$ $(579) 8$ $(580) 8$ $(581) 8$ $(582) 8$ $(583) 8$ $(584) 8$ $(585) 8$ $(586) 8$ $(587) 8$ $(588) 8$ $(589) 8$ $(590) 8$ $(591) 8$ $(592) 8$ $(593) 8$ $(594) 8$ $(595) 8$ $(596) 8$ $(597) 8$ $(598) 8$ $(599) 8$ $(600) 8$ $(601) 8$ $(602) 8$ $(603) 8$ $(604) 8$ $(605) 8$ $(606) 8$ $(607) 8$ $(608) 8$ $(609) 8$ $(610) 8$ $(611) 8$ $(612) 8$ $(613) 8$ $(614) 8$ $(615) 8$ $(616) 8$ $(617) 8$ $(618) 8$ $(619) 8$ $(620) 8$ $(621) 8$ $(622) 8$ $(623) 8$ $(624) 8$ $(625) 8$ $(626) 8$ $(627) 8$ $(628) 8$ $(629) 8$ $(630) 8$ $(631) 8$ $(632) 8$ $(633) 8$ $(634) 8$ $(635) 8$ $(636) 8$ $(637) 8$ $(638) 8$ $(639) 8$ $(640) 8$ $(641) 8$ $(642) 8$ $(643) 8$ $(644) 8$ $(645) 8$ $(646) 8$ $(647) 8$ $(648) 8$ $(649) 8$ $(650) 8$ $(651) 8$ $(652) 8$ $(653) 8$ $(654) 8$ $(655) 8$ $(656) 8$ $(657) 8$ $(658) 8$ $(659) 8$ $(660) 8$ $(661) 8$ $(662) 8$ $(663) 8$ $(664) 8$ $(665) 8$ $(666) 8$ $(667) 8$ $(668) 8$ $(669) 8$ $(670) 8$ $(671) 8$ $(672) 8$ $(673) 8$ $(674) 8$ $(675) 8$ $(676) 8$ $(677) 8$ $(678) 8$ $(679) 8$ $(680) 8$ $(681) 8$ $(682) 8$ $(683) 8$ $(684) 8$ $(685) 8$ $(686) 8$ $(687) 8$ $(688) 8$ $(689) 8$ $(690) 8$ $(691) 8$ $(692) 8$ $(693) 8$ $(694) 8$ $(695) 8$ $(696) 8$ $(697) 8$ $(698) 8$ $(699) 8$ $(700) 8$ $(701) 8$ $(702) 8$ $(703) 8$ $(704) 8$ $(705) 8$ $(706) 8$ $(707) 8$ $(708) 8$ $(709) 8$ $(710) 8$ $(711) 8$ $(712) 8$ $(713) 8$ $(714) 8$ $(715) 8$ $(716) 8$ $(717) 8$ $(718) 8$ $(719) 8$ $(720) 8$ $(721) 8$ $(722) 8$ $(723) 8$ $(724) 8$ $(725) 8$ $(726) 8$ $(727) 8$ $(728) 8$ $(729) 8$ $(730) 8$ $(731) 8$ $(732) 8$ $(733) 8$ $(734) 8$
---	--

【記入例】在宅就業障害者に仕事を発注した場合

5 在宅就業契約報告書

① 事業主番号及び名称 1 2 3 4 5 6 幕張建設株式会社

② 事業主の住所又は所在地 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

③ 在宅就業障害者及び在宅就業契約内容

(4) 氏名 (カタカナで記載)	(5) 性別	(6) 生年月日 元 年 月 日	(7) 手帳番号	(8) 障害の種別及び確認			(9) 事業主と在宅就業障害者の契約内容											(10) 在宅就業障害者の業務内容	(11) 在宅就業障害者の就業場所
				(1) 身体障害者	(2) 知的障害者	(3) 精神障害者	(12) 支払年月日 元 年 月 日	(13) 在宅就業障害者の業務内容											
サイタク ミナミ		23 46 10 16	104689	A				1,000,000	8,000,000	5	1	5-30	ホームページ作成	自宅					
シエン タツヤ		13 56 3 2	65987	D				400,000	0	5	1	9-30	軽作業(封筒作成、切手、シール貼り作業)	〇〇雇用支援センター					
ケイヤク カスヤ		13 60 6 22	0011387	P				100,000	0	5	2	3-31	Webデザイン	〇〇訓練センター					
ホリコウ チョウコ 2361512193472 A							500,000	0	5	1	4-30	Webオペレ-9-	自宅						

支払年月日に修正があれば、赤字見え消しで修正します。

赤字見え消しにより複数年契約を含めた内容に修正します。

注 (事業主側) 裏面の「注意」をよく読んで記入して下さい。

【記入例】在宅就業支援団体を介して仕事を発注した場合

6 発注証明書 (在宅就業契約報告書)

事業主殿 下記のとおり証明します。

① 事業主番号 1 2 3 4 5 6

② 事業主の氏名又は名称 幕張建設株式会社

③ 事業主の住所又は所在地 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

④ 在宅就業支援団体

(イ) 在宅就業支援団体の名称 社会福祉法人 XX福祉会

(ロ) 在宅就業支援団体の住所 千葉県XXXXXXXX-X-X

(ハ) 在宅就業支援団体の登録番号 1 3 0 0 1 0 1

(ニ) 代表者の役職及び氏名 理事長 XX XXX

⑤ 在宅就業支援団体との業務契約内容

(4) 氏名 (カタカナで記載)	(5) 性別	(6) 生年月日 元 年 月 日	(7) 手帳番号	(8) 障害の種別及び確認			(9) 事業主と在宅就業支援団体との契約内容											(10) 在宅就業支援団体との業務内容	(11) 在宅就業支援団体の就業場所
				(1) 身体障害者	(2) 知的障害者	(3) 精神障害者	(12) 支払年月日 元 年 月 日	(13) 在宅就業支援団体との業務内容											
サイタク ミナミ		23 46 10 16	104689	A				1,000,000	8,000,000	5	1	5-30	ホームページ作成	自宅					
シエン タツヤ		13 56 3 2	65987	D				400,000	0	5	1	9-30	軽作業(封筒作成、切手、シール貼り作業)	〇〇雇用支援センター					
ケイヤク カスヤ		13 60 6 22	0011387	P				100,000	0	5	2	3-31	Webデザイン	〇〇訓練センター					
ホリコウ チョウコ 2361512193472 A							500,000	0	5	2	4-5	Webオペレ-9-	自宅						

年月日を赤字見え消しで修正します。

令和3年4月3日

支払年月日に修正があれば、赤字見え消しで修正します。

赤字見え消しにより複数年契約を含めた内容に修正します。

事業主から在宅就業支援団体に令和2年3月に支払われ、在宅就業支援団体から在宅就業障害者に令和2年4月に支払われたものは、令和元年度にかかる申請として計上します。

注 (事業主側) 裏面の「注意」をよく読んで記入して下さい。
※ については、事業主が記載して下さい。